

低入調査に失格基準

来月から「3点セット」も

福島県

福島県は、低入札価格調査制度、これ以外の工事調査制度を見直し、新たに最低制限価格を設定し失格基準を設ける。純工事費と現場管理費、一般管理費に一定の基準を設定し、いずれかを下回れば失格とする。また、落札者が低入札価格調査制度の対象になった場合は、契約保証金の引き上げなどを行う。いずれも4月から適用する。

同県では、WTO（世界貿易機関）対象工事および総合評価落札方式の試行工事に低入札価格調査制度、これ以外の工事調査制度を見直し、新たに最低制限価格を設定し失格基準を設ける。純工事費と現場管理費、一般管理費に一定の基準を設定し、いずれかを下回れば失格とする。また、落札者が低入札価格調査制度の対象になった場合は、契約保証金の引き上げなどを行う。いずれも4月から適用する。

このうち総合評価対象工事での低入札が、2007年11月末時点で77件中20件と2割を超えており、さらに増加傾向にあることから失格基準を設定する。

具体的には、▽純工事費が低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の95%未満▽現場管理費が設計額における現場管理費相当額の35%未

満▽一般管理費が設計額における一般管理費相当額の45%未満——のいずれかに該当した場合は、失格とする。ただし、純工事費の失格基準は、入札参加者が3者未満の時は適用しない。

また、低入札調査の対象となった場合は、①契約保証金の引き上げ（1割から3割）②前払金の引き下げ（4割から2割）③配置技術者の増員（1人から2人）——のいわゆる「3点セット」を課す。